

審査請求書

文部科学大臣 殿

令和 8 年 5 月 15 日

審査請求人

NPO法人 読み継ぐ書物のアクセシブル図書館 理事長 沖田 克夫

1 審査請求の趣旨

令和 8 年 3 月 17 日付け 7 文科教第 2032 号による行政文書開示決定を取り消し、請求に係る行政文書について、改めて適切な文書の特定および開示を求める。

2 審査請求の理由

(1) 請求内容と開示文書との不一致

審査請求人は、令和 7 年 12 月 30 日付けで、MEXCBT におけるフォント変更機能に関する以下の点を説明する行政文書一式の開示を請求した。

- 当該機能の有無および仕様
- 当該機能を必要とする受験者の把握状況
- 実装・非実装の判断に至る検討資料
- フォントの選択に関する調査・専門的検討資料
- デジタル教科書における当該機能との比較資料
- 当該機能を提供しない場合の代替措置およびその妥当性を示す資料機能の有無および仕様

これに対し、開示決定に示された文書は「令和 7 年度以降の全国学力・学習状況調査（悉皆調査）CBT での実施について【概要】」のみである。

しかしながら、当該文書にはフォント変更機能に関する記述は一切存在せず、請求内容に対応する情報は全く含まれていない。したがって、本件開示決定は、請求対象と開示文書との間に実質的な対応関係を欠いている。

(2) 実質的な不開示であること

開示された文書には、

- ・ フォント変更機能の有無
- ・ 仕様
- ・ 検討過程
- ・ 代替措置

のいずれについても記載が存在しない。

すなわち、請求の核心部分については何ら開示されておらず、本件決定は形式上「開示」とされているものの、実質的には不開示と同一視すべきものである。

（３）文書探索義務の不履行

請求は、文部科学省のみならず、国立教育政策研究所、委託事業者との間で作成・共有された文書も含めて求めたものである。

にもかかわらず、開示されたのは概要資料 1 件のみであり、フォント変更機能に関する検討資料や技術資料が一切示されていない。発達障害の児童が MEXCBT を利用することに照らせば、フォントに関する検討が全く行われていないとは通常考え難く、少なくとも関連文書の存在が強く推認される。

したがって、本件決定は、行政機関に課されるべき合理的な文書探索義務を尽くしていない。

（４）不存在又は不開示理由の不提示

本件決定では、不開示部分は「なし」とされている。しかしながら、請求対象に該当する文書が存在しないのであれば、その旨を明示した「不存在決定」とすべきであり、また、存在するが不開示とするのであれば、法に基づく不開示理由を具体的に示す必要がある。本件ではそのいずれも示されておらず、処分理由の提示として不十分であり、違法又は不当である。

３ 結論

以上のとおり、本件開示決定は

- ・ 請求内容との不一致
- ・ 実質的不開示
- ・ 探索義務違反
- ・ 理由提示の不備

を有しており、違法又は不当である。

よって、本件処分を取り消し、改めて適切な文書の特定および開示を求める。